

# 「社会教育による地域の教育力強化プロジェクト」 における実証的共同研究の実施について (運用指針)

本運用指針は、「社会教育による地域の教育力強化プロジェクト」における実証的共同研究実施委託要綱に基づき、委託先が事業を実施するための必要な事項について定めるものである。

## 1 趣 旨

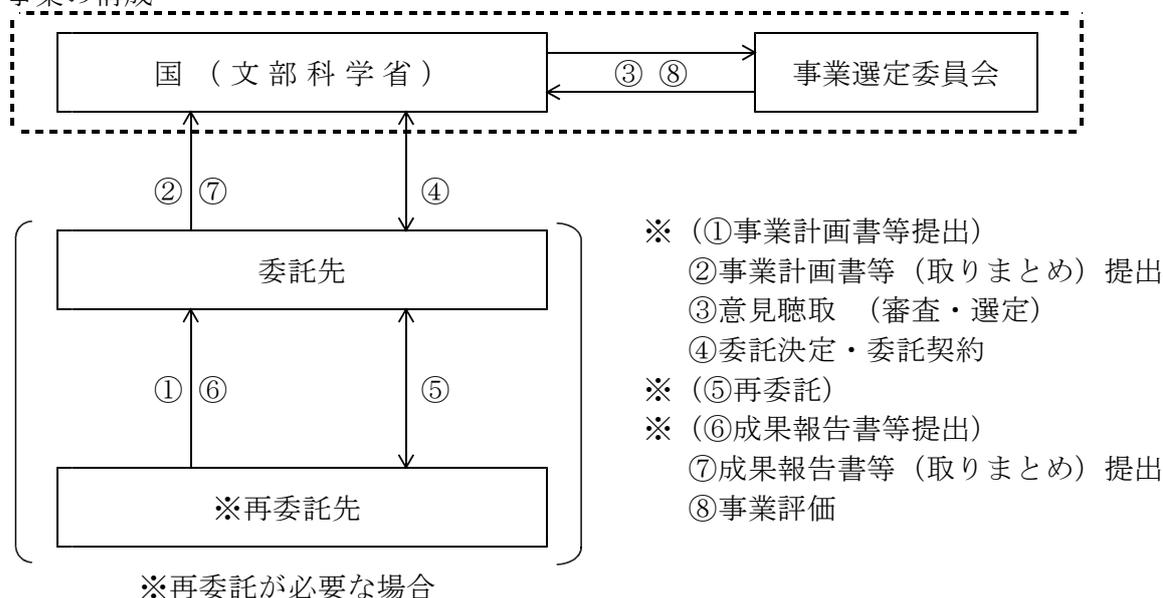
都市化、核家族化、少子化による地域の教育力の低下など、地域社会の抱える課題や、地球温暖化など国を挙げて緊急に取り組むべき課題に対し、公民館、図書館、博物館等の社会教育施設が解決に向けて積極的に関わることが求められている。また、そのような課題について、地域社会それぞれの実情に合わせて住民が協働して解決していくことを促す「仕組みづくり」を進める必要がある。

このような中、社会教育に関する現状、各施設や住民の個々の活動は定着しているものの、類似の取組が個別に実施されていることが多く、住民の多くが親しめる新たな取組手法の開発が進んでいない状況にある。

このため、社会教育による地域課題の解決に際し、効果的連携による相乗効果や新たな実施手法の開発が期待されるテーマ、取組手法等を具体的に提示した国と地域による実証的共同研究を行い、取組後、様々な地域で活用され、地域の教育力の向上に資する取組モデルを構築する。

## 2 事業の構成と実施体制

### (1) 事業の構成



### (2) 実施体制

委託契約を締結する団体等を中心に、以下3のうち、選択したテーマに応じて、教育委員会や自治体関係部局等の行政組織、NPO法人や社会教育、青少年教育、人権教育、福祉等を振興する団体、商工会議所や商工会、農協、企業、地域の商店街関係組織、大学や短期大学、地域の歴史・文化に詳しい機関や学識経験者等の中から、具体的な取組が円滑に進むよう連携先を確保して実施する。

### 3 委託内容

社会教育による地域課題の解決に際し、効果的連携による相乗効果や、新たな実施手法の開発が期待される「環境教育」「人権教育」「高齢者支援」「学校と地域の総合的な活性化」「地域における効果的なネットワーク化・人材養成手法の開発」の5つのテーマから、単独又は複数のテーマを選択し、地域の実情に応じた具体的な取組を行うものとする。

なお、本実証的共同研究を実施するにあたっては、以下のア・イを必ず実施することとする。

#### ア. 実践プログラムの作成

選択したテーマに沿って行われるモデルづくりの成果として、実践プログラムを作成する。

その際、実施過程における準備や連絡調整等の状況、結果、課題、課題解決の方向性等を含んだ詳細な記録や、作成した実践プログラムの普及方針などを盛り込み、他の地域で活用されることを想定して作成する。

#### イ. 取組事前・事後アンケート

地域住民等を対象に、モデルづくりのための具体的な取組を実施する前、また、様々な関連の取組を実施した後、それぞれにおいてアンケート調査を行い、地域住民の意識の変化等について把握・検証する。

以上の事項に加えて、さらに工夫した取組を行うことを追加した計画による申請も可能である。

### 4 事業の実施

#### (1) 事業の実施

事業の実施や経費の支出にあたっては、文部科学省生涯学習政策局担当課（以下、「担当者」という。）と十分に協議することとし、事業の実施にあたっては、必要に応じて担当者及び社会教育アドバイザーの参加も認めること。また、委託先は事業等の経過について常に担当者に報告の上、必要に応じ意見を求めることとする。

#### (2) 事業実施による成果物

事業実施による成果物（冊子、資料集等）については、事前に担当者の確認を受けるものとする。

#### (3) 委託経費

a 文部科学省からの委託費の支出は、文部科学省官署支出官から委託先の代表者に支出する。

b 事業を実施するにあたり、契約締結及び支払いを行う場合には、国の契約及び支払いに関する規定の趣旨に従い、経費の効率的執行に努める。

c 委託費の経理については、特定の個人が一括して担当することのないよう、必要に応じて規約、経費の支出規定等を定め、経費の支出にあたっては複数の者が審査した上で支出するなど、適切な執行に努めることとする。

d 諸謝金は、委託先が行う事業に関しての協力者等に対する報酬及び調査、執筆、作業、研究に対する謝金を対象とする。ただし、受託した委託先に所属する役職員並びに構成員等に対する謝金の支出は認められない。なお、謝金の代替となる金券等の物品による贈与等は原則として認められない。

e 人件費は、民間団体に委託する場合のみ計上が認められるものとし、民間団体に所属する役職員並びに構成員等を対象とした、当該委託先が事業を行うことにより発生する経費とする。

なお、人件費を経費として申請する民間団体については、人件費支出の根拠となる書類を事業計画書及び経費計画書（様式1-1～様式1-4）とともに提出する。

1) 人件費の単価については、民間団体において定められている日給、時間給の基準を基に適切に定めるものとする。

2) 人件費算出の根拠となる勤務時間については、民間団体において定められている基準

内時間とする。ただし、委託業務の遂行に際して、やむを得ず時間外勤務を実施した場合には、その時間については委託業務の対象とすることができるが、その場合の時間給単価は基準内時間の時間給単価と同額とする。

- 3) 時間外勤務を実施した場合には、作業内容及び作業時間を詳細に記した書類を作成しなければならない。

なお、この要件を満たすものであれば、受託した委託先において定められた又は使用しているもので差し支えない。

- 4) 事業における民間団体に所属する役職員並びに構成員等の勤務時間管理にあたっては、作業日報等で適切に管理し、事業以外の業務と重複がないよう明らかにする。

- f 旅費は、原則として文部科学省の旅費規程を準用した額及び委託先の旅費の定めのあるいずれか低い額とし、旅費の執行で発生するマイレージ・ポイント等の取得等の特典を得ることは認められない。

なお、旅費の執行で航空機を使用する場合には、証拠書類として領収書及び搭乗半券を整理保存する。

- g 消耗品費は、各種事務用紙、事務用品、書籍類、その他の消耗品とする。また、個人への景品や備品的なもの（OS等のコンピュータ用ソフトウェアを含む。）の購入に係る経費は、委託費から支出できない。

なお、物品の購入等の際に発生するポイントの取得等の特典を得ることは認められない。

- h 通信運搬費は、郵便、電信、電話、梱包発送等にかかる通信費や宅急便による運搬費等とする。

なお、切手等については、使用簿等出入りが適切に管理できる書類を作成する。

- i 会場、機器、器具、設備等の借料は、自前の会場等を使用する場合は、委託費から支出できない。

- j 会議費は、会議を開催する場合の飲料にかかる経費とし、菓子類には支出できない。

また、酒類については委託費から支出できない（宴会等の誤解を受ける形態のものについても同様）。弁当代については、やむを得ない場合に限るものとし、事前に文部科学省の了解を得てから支出するものとする。また、会議を開催した場合は、会議費等の支出の証拠として議事録（開催日、開催場所、出席者名等を明記したもの）等を作成する。

- k 借損料は、地域間の移動などのためバス等を借り上げる場合、過度な回数や、モデル形成につながりにくい遠距離の移動を行うことは認められない。

- l 賃金は、アルバイト等日々雇用の単純労務にあたる者に対する経費とする。

なお、支出にあたっては、出勤簿、賃金支給明細及び領収書等の関係書類を作成する。

- m 保険料は、本事業の一環として行う事業活動等における協力者等の傷害保険等とし、事業参加者の保険料は含めないものとする。

- n 雑役務費は、データ入力、発送業務等の一部について、専門業者等に請け負わせる経費とし、謝金等を支払う際の銀行振込手数料も対象とする。

- o 消費税相当額は、人件費や賃金等の不課税の経費に関する消費税額のみを別途計上するものであり、課税対象となる経費に関する消費税額については、内税として各経費の中で計上すること。

- p 一般管理費は、事業のみに要する費用を分割して積算できない経費として計上する費用で、民間団体に委託する場合のみ計上が認められるものとし、その対象、計算方法は事業経費（委託要綱8（1）に定める経費のうち、諸謝金、人件費、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、会議費、借損料、賃金、保険料、雑役務費、消費税相当額の合計額）に以下（ア）、（イ）で定めたもののうち、いずれか低い方の率を乗じたものとする。

ただし、その率が10%を超える場合は、10%とする。

（ア）民間団体が整備している受託規定に定められた一般管理費の率（受託規定が

ある場合)

(イ) 民間団体の支出の額に占める管理費の率（支出の額及び管理費は、直近の事業年度の「損益計算書」「収支計画書」等による）。

- q 事業計画書及び経費計画書（様式1-1～様式1-4）、成果報告書及び収支精算報告書（様式4-1～様式4-6）等必要書類の提出にあたっては、同一の印鑑を使用する。

## 5 再委託について

- (1) 委託先が、事業を再委託する場合は、文部科学省と委託先との委託契約の事務手続き等に準じて、再委託先との間で同様の手続きをとることとする。
- (2) 委託先は、事業を再委託する場合、再委託した事業に伴う第三者の行為について、文部科学省に対して全ての責任を負うものとする。

### 【本件照会先】

文部科学省生涯学習政策局社会教育課  
地域・学校支援推進室 地域学習活動企画係  
Tel : 03-5253-4111 (内線3284)  
Fax : 03-6734-3718  
E-mail: syakai@mext.go.jp (社会教育課)